

広川町教育委員会 note 及び広川町 note 統合運用ガイドライン

令和8年10月1日制定

第1章 総則

(目的)

本ガイドラインは、広川町教育委員会が所管する教育施策の情報発信を基軸として、教育の取組を町の産業、地域活動、暮らし等と結び付けて伝えるために必要な方針及び留意事項を定めるものである。教育は町の未来を創る基盤であり、教育施策の成果は地域産業の振興、移住・定住の促進、地域活動の活性化等と密接に関連する。このため、教育委員会は、教育施策の効果的な発信とその政策的波及を図る観点から、広川町教育委員会 note 及び広川町 note（以下「両 note」という）の二媒体を統合的に運用する。

(位置付け)

両 note の発信主体及び掲載情報に関する最終的な責任主体は広川町教育委員会とする。

「教育委員会 note」は教育施策及び教育現場の実践を掘り下げて伝える媒体とし、「広川町 note」は教育の取組を入口として町の産業、地域活動、暮らし等へ視野を広げる媒体として運用することにより、行政情報の周知にとどまらず、広川町の未来を創る人とプロセスを多角的に発信する。

2 教育委員会は、両 note の運用を統括する者を運用管理者として定める。記事の企画、作成、編集、事実確認、関係者との調整及び投稿その他の運用実務は、運用管理者の管理の下で行うものとし、教育委員会が適当と認めた事業受託者にその全部又は一部を行わせることができる。この場合においても、最終的な責任主体は教育委員会とする。

第2章 運用方針

(メディア構想)

両 note は、読者が目的に応じて必要な情報にアクセスしやすくするため、二媒体を連動して運用し、行き来できる構造とする。教育委員会 note は「広川町の教育の物語」を、広川町 note は教育の取組を入口として町の産業、地域活動、暮らし等へ視野を広げる「広川町全体の物語」を扱う。

(編集方針：トーン&マナー)

両 note は、広川町の将来像を共有し、行政としての信頼性と広川町らしい温度感を両立させるため、次の編集方針（トーン&マナー）に基づいて運用する。

- 1 誠実性と透明性 事実に基づき、誇張や過度な演出を避け、行政としての信頼性と説明責任を確保する。
- 2 子ども・若者を中心に据える視点 教育施策が町の未来を形づくる基盤であることを踏まえ、子ども・若者の学びや成長を中心に据える。
- 3 挑戦を肯定的に扱う姿勢 学校、地域、産業、移住者など、広川町で挑戦する人々

を尊重し、その価値を適切に伝える。

4 広川町らしい温度感 行政文書としての品格を保ちつつ、過度に硬くならず、地域のあたたかさや親しみを感じられる表現とする。

5 中立性と公平性（書き手の語り口との両立） 書き手の語り口や主観的な気づきを適度に反映しつつも、特定の個人・団体を過度に称揚したり、行政としての公平性を損なう表現は避ける。

第3章 役割分担

（両 note の役割）

両 note は、共通の目的の下で次の役割を担う。

1 教育委員会 note

教育委員会 note は、広川町の教育（学校教育・生涯学習・青少年育成）に関する施策、実践の過程及び関係者の思いを丁寧に伝える媒体とし、次の内容を主に発信する。

- （1）未来を切り拓く人材育成事業に関する実践・挑戦のプロセス
- （2）出前授業のレポート、協力企業・地域人材の紹介
- （3）学校の先生のインタビュー、教育現場の気づきや変化
- （4）学校生活の裏側、子どもたちの学びの変化
- （5）青少年育成事業、体験活動、生涯学習領域の取組
- （6）広川町 note において町全体の魅力へ展開し得る教育の取組

2 広川町 note

広川町 note は、教育施策及び教育実践に関する情報を町の産業、地域活動、暮らし等の多様な側面と結び付けて補足又は補完し、それらを契機として町全体の魅力へ関心を広げる媒体とする。教育委員会が政策的波及を図る観点から運用し、移住・定住の促進並びに関係人口の創出につなげるため、次の内容を主に発信する。

- （1）広川町の産業（商業・工業・農業・伝統産業等）
- （2）移住・定住施策及び関係人口創出に関する取組
- （3）こどもまんなかプロジェクトの進捗及び背景
- （4）広川町のトピックス、地域活動、住民の挑戦
- （5）広川サイクルの可視化
- （6）教育委員会 note で発信した教育施策を町の文脈から補足又は補完する記事

第4章 連携及び編集体制

（両 note の連携）

両 note は、次の方法により連携する。

1 テーマ連携 教育施策と町の産業、地域活動、暮らし等との関係が伝わるよう、両 note の役割に応じた視点から記事を制作する。

- 2 導線連携 関連記事へのリンクその他の方法により両 note を相互に案内し、読者が関心に応じて関連情報へ円滑にアクセスできるようにする。
- 3 編集方針の共有 第2章に定める編集方針（トーン＆マナー）を共有し、一貫性のある情報発信を行う。
- 4 年間計画の共有 年間の発信テーマ、掲載時期及び取材予定等を共有し、両 note の記事が相互に補完し合うよう計画的に運用する。

（編集体制）

運用管理者は、記事案の確認、事実確認、リスク評価等を行うため、定期的に編集会議を開催する。

（危機管理）

SNS 等で不適切な反応や誤解が生じた場合は、運用管理者が状況を確認し、必要に応じて訂正、説明、削除等の対応を行う。

第5章 記事制作方針（技法）

記事制作にあたっては、次の点を重視する。

- 1 人に焦点を当てること
- 2 挑戦・葛藤・変化を描くこと
- 3 結果ではなくプロセスを伝えること
- 4 書き手の語り口を適度に反映すること
- 5 第2章の編集方針（トーン＆マナー）に沿った構成とすること

第6章 投稿ルール

（写真及び個人情報の取り扱い）

- 1 児童生徒の顔が特定できる写真を掲載する場合は、事前に保護者の許諾を得る。
- 2 許諾がない場合は、後ろ姿、手元等、個人が特定できない構図を使用するか、適切な加工を施す。
- 3 名札、掲示物等から個人名が判読できる写真は掲載しない。
- 4 児童生徒の住所、家庭環境等、個人が特定され得る情報は記載しない。
- 5 SNS 等で拡散される可能性を前提に、リスクのある情報は掲載しない。

（禁止事項）

次の内容を含む記事の投稿を禁止する。

- 1 公序良俗に反する内容
- 2 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷する内容
- 3 政治活動又は宗教活動を目的とする内容
- 4 虚偽又は事実と異なる内容
- 5 著作権、商標権、肖像権その他第三者の権利を侵害する内容

- 6 差別的又は排他的な表現
- 7 特定の企業・団体への過度な誘導
- 8 個人の価値観を押し付ける表現（ただし、書き手の人格表現はこの限りでない）

（事実確認）

教育現場に関する情報は誤解を生じやすいため、事実関係については複数の関係者による確認を行う。

第7章 コメント対応及び情報利用上の留意事項

（コメント対応）

- 1 コメントへの個別返信は原則として行わない。
- 2 記事内容に関する事実誤認の指摘等、運用管理者が必要と認める場合はこの限りでない。
- 3 禁止事項に該当する又は不適切と判断したコメントは、予告なく非表示又は削除する場合がある。

（情報利用上の留意事項）

- 1 教育委員会は、掲載情報の正確性及び最新性の確保に努める。誤りが判明した場合は、内容を確認の上、速やかに訂正その他必要な対応を行う。
- 2 掲載情報は、閲覧時点における内容を確認した上で利用するものとする。掲載情報の利用又は引用に関連して閲覧者と第三者との間に紛争、損害その他の問題が生じた場合であっても、広川町教育委員会は一切の責任を負わないものとする。
- 3 閲覧者が、当該情報を加工、編集、再配布、転載等して利用する場合は、閲覧者自身の責任において行うものとし、これらの行為に起因して生じたトラブル、損害、法的責任等について、広川町教育委員会は関与せず、責任を負わない。
- 4 両 note は、note 株式会社が提供するサービスを利用しているため、同社の事情により閲覧又は情報発信を一時的に行うことができない場合がある。
- 5 本ガイドラインは、運用状況、関係法令又はサービス内容の変更等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。変更した場合は適切な方法により周知する。

（問い合わせ窓口）

両 note の内容に関する問い合わせは、広川町教育委員会事務局が受け付ける。